

平成30年度国保事業費納付金算定における 激変緩和措置の実施方針について

県では、平成30年度からの国民健康保険制度改正に伴う保険料（税）の急激な上昇を抑制するため、激変緩和措置を行うこととし、平成30年度については、以下の考え方により実施する。

1 激変緩和措置の実施期間（前提）

○ 方針

特例基金の活用可能期間を勘案し、平成30年度から平成35年度までの6年間を原則とし、具体的な内容・方法等については、納付金算定結果も踏まえつつ、毎年度、市町村と協議の上決定する。

2 丈比べの対象

○ 方針

1人当たり納付金額で行う。

○ 考え方

納付金の仕組みの導入による影響を的確に反映させることが望ましい。

○ 国の方針等

・国のガイドラインの記述

激変緩和措置の検討にあたっては、被保険者1人あたりの保険料決算額で丈比べし、被保険者の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断することとしていた。しかし、市町村ごとに予算の見込み方にばらつきがある点や納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握する観点から、都道府県と市町村の合意の下、激変緩和の丈比べを被保険者1人あたりの納付金額ベースの保険料決算額で行うことも可能とする。

・試算の実施

平成29年8月に実施の第3回試算において、1人当たり納付金額ベースでの激変緩和措置を試算。

・市町村への意見照会結果

1人当たり納付金額ベースで実施との回答が、42/42。

3 一定割合の設定

○ 方針

自然増等 + α とし、 α の値は 0.5% とする。

○ 考え方

- ・ 今後対象となる市町村の伸び率が自然増等で推移すると仮定した場合、一定割合を自然増等のみを設定すると、一定割合との差が縮小せず、激変緩和措置の実施期間終了後に急激な保険料の上昇を招くことになりかねない。
- ・ 激変緩和措置の実施期間中においても保険料水準の急激な上昇を招くことのないよう、ガイドラインで例示されている最小値を用いる。

○ 国の方針等

・ 国のガイドラインの記述

医療分の一定割合（自然増等 + α ）については、例えば、過去3年程度の1人あたり医療給付費の平均伸び率等を自然増等とし、平均伸び率等を0.5～2%程度上回る割合を α として設定することが考えられる。

・ 試算の実施

平成29年8月に実施の第3回試算において、自然増等 + 0.5%を含む複数の伸び率設定での激変緩和措置を試算。

・ 市町村への意見照会結果

+0.5%とするとの回答が25/42、加算しないとの回答が14/42、その他が3/42。

4 下限割合の基準設定

○ 方針

下限割合の基準の設定は行わない。

○ 考え方

激変緩和措置は、保険料水準の急激な上昇を抑制するために行うものであり、定められた納付金算定式により算定した結果について下限割合の設定を行うことについては、該当市町村からの理解が得られていない。

○ 国の方針等

- ・ 国のガイドライン（交付金ガイドライン）の記述
前期高齢者交付金等が都道府県単位で交付され、収入が均されることによって、現行と比べて大幅に保険料負担が減少する市町村がある場合には、市町村との合意の下、都道府県が一定の下限割合の基準を定めて、基準を下回る市町村から都道府県繰入金を減算して、激変が生じる市町村に対し、都道府県繰入金を加算することができることとする。
- ・ 試算の実施
平成29年8月に実施の第3回試算において、下限設定の有無による激変緩和措置を試算。
- ・ 市町村への意見照会結果
下限設定しないとの回答が23/42、設定するが19/42。

5 特例基金の活用

○ 方針

活用上限額は1億円とする。

○ 考え方

本県の特例基金総額は、現時点で4.8億円程度と想定されるが、平成31年度以降の納付金算定結果を見通せない状況を踏まえ、平成35年度までの活用可能期間において、計画的な活用ができるようにしておくことが望ましい。

○ 国の方針等

- ・ 国のガイドラインの記述
施行当初においては、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、都道府県繰入金の繰入金減少分を特例基金で補填することで、他の市町村の納付金額の増加を抑制できるよう調整を行う。
- ・ 試算の実施
平成29年8月に実施の第3回試算において、特例基金活用上限額は1億円として試算。
- ・ 市町村への意見照会結果
活用上限額は、全額との回答が5/42、半額が15/42、1億円が22/42。